

預金保険法の一部を改正する法律案要綱

金融危機への円滑な対応を確保するため、預金保険法第 102 条第 1 項の規定による認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等に対する資本増強を可能とする等、所要の措置を講ずる必要があるため、預金保険法の一部を改正することとする。

一．銀行持株会社等に対する資本増強

預金保険機構（以下「機構」という。）は、第 1 号措置（第 102 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 号措置をいう。以下同じ。）に係る認定が行われた場合において、当該認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等から期限内に第 1 号措置に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る第 1 号措置を行うかどうかの決定を求めなければならないこととする。

の申込みを行った銀行持株会社等の子会社である第 1 号措置に係る認定に係る金融機関（以下「対象子会社」という。）は、内閣総理大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制（当該銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画を提出しなければならないこととする。

銀行持株会社等が の申込みをした場合において、機構が、内閣総理大臣の決定に従い、当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行ったときは、当該銀行持株会社等は、遅滞なく、その対象子会社に対して株式等の引受け等（当該株式等の引受け等の額が当該株式の引受けの額を下回らないものに限る。）を行わなければならないこととする。

その他所要の規定の整備を行うこととする。（第 102 条～第 107 条関係）

二．会社が発行する株式の総数の増加の制限の特例

第 1 号措置に係る申込みが株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。以下同じ。）の引受けである場合において、内閣総理大臣が第 1 号措置を行うべき旨の決定を行ったときは、当該申込みをした金融機関又は銀行持株会社等の発行済株式の総数に、当該引受けに係る株式の数等を加えた数（以下「引受後株式総数」という。）が、当該発行済株式の総数の 4 倍を超えるときは、当該金融機関又は当該銀行持株会社等は、商法第 347 条の規定にかかわらず、当該決定に従った株式又は劣後特約付社債の引受けが行われることを条件として、引受後株式総数の 4 倍に相当する数に達するまで当該金融機関又は当該銀行持株会社等が発行する株式の総数を増加させることができることとする。

その他所要の規定の整備を行うこととする。（第 107 条の 2 関係）

三．議決権制限株式の発行の特例

商法第 222 条第 5 項及び第 6 項の適用については、第 1 号措置に係る認定に係る金融機関又は当該金融機関を対象子会社とする銀行持株会社等が第 1 号措置を行うべき旨の決定に従い発行する議決権制限株式（同法第 222 条第 4 項に規定する議決権制限株式をいう。）は、ないものとみなすこととする。

その他所要の規定の整備を行うこととする。（第 107 条の 3 関係）

四．優先出資の発行の特例

優先出資法第 3 条第 2 項の規定の適用については、第 1 号措置に係る認定に係る金融機関が第 1 号措置を行うべき旨の決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなすこととする。

その他所要の規定の整備を行うこととする。（第 107 条の 4 関係）

五．株式交換等の認可

第 1 号措置を行うべき旨の決定に従い機構が株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等であって、機構が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理

大臣の認可を受けなければならないこととする。

内閣総理大臣は、株式交換等により機構が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められ、かつ、当該株式交換等の後において機構が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となる銀行持株会社等の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において機構が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないことその他の要件に該当する場合に限り、の認可をするものとする。

その他所要の規定の整備を行うこととする。(第108条の2関係)

六．組織再編成の認可

第1号措置を行うべき旨の決定に従い機構が株式等の引受け等を行った金融機関等であって機構が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの(以下「対象金融機関」という。)は、合併、会社の分割、会社の分割による営業の承継又は営業譲渡等(以下「組織再編成」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣(当該対象金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。以下同じ。)の認可を受けなければならないこととする。

内閣総理大臣は、組織再編成により当該対象金融機関の経営の健全化が阻害されないことその他の要件に該当する場合に限り、の認可をするものとする。

その他所要の規定の整備を行うこととする。(第108条の3関係)

七．資金援助

優先株式等の引受け等に係る資金援助を受けた救済金融機関等の株式交換等及び組織再編成について、機構の承認を受けなければならないこととする等、所要の規定の整備を行うこととする。(第68条の2～第69条、第101条関係)

八．罰則

所要の罰則規定の整備を行うこととする。(第146条、第150条関係)

九．その他

施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。(附則第1条関係)

経過措置等

その他所要の経過措置を設けるほか、関係法律における預金保険法の読替規定の所要の整備等を行うこととする。(附則第2条～第10条関係)

その他所要の規定の整備を行うこととする。